

教員組合週報 『引き続き愛称募集中』 2004年5月17日発行

〒236-0027 横浜市金沢区瀬戸 22-2 横浜市立大学教員組合 編集・発行

TEL 045-787-2320

mailto:kumiai@yokohama-cu.ac.jp

http://homepage3.nifty.com/ycukumiai/

1. 任期制 年俸制問題を考える 第3回 本人が「イヤ」と言えば強要できない任期 つき任用

現在任期の定めがない雇用関係にある教員に任期制を適用することは大学で規程をつくれればできるというものではありません。大前提として対象となる個々人の同意が必要になります。その根拠を今回は確認しておきます。

法人化への移行に当たっては法人になる前の身分が承継されます。任期の定めがない雇用関係にあった教員は当然その身分が承継されることとなります。平たく言えば、今までと同じ条件で働けるということです。

新しく任期制に移行させようという場合、教員任期法にもとづく場合、任期つきポストに就かせようとする者の同意を得なければなりません(教員任期法4条2項)。

また、法人化に当たっては、使用者と雇用者が新たに労働契約を結ぶ必要がありますが、その際には、労働基準法にもとづいて、使用者は労働条件を明示しなければなりません(第15条)。労働契約の期間は書面による明示が義務づけられている重要事項の一つです。明示された条件にもとづいて契約を締結するかどうか雇用者が判断する、というステップを踏みます。

任期付き雇用のように、雇用者の不利益となるような労働条件変更については、さらに使用者側に制約が課されます。それはともかく、現在の雇用関係の継承を望む教員に対し、本人の同意なしに任期付き雇用への移行を強制はできない。これが任期制問題を考える際の基本です。任期付き雇用への移行を拒否したら公立大学法人の教員にさせない、というような措置を使用者側がとることはできません。

任期制、年俸制にかぎらず、法人化にともなうさまざまな具体的問題について組合員の方々にはたくさんの疑問がありがたことと思います。すでに法人化された国立大学の例などもふまえ、具体的問題を整理し、またご質問にもお答えしていきたいと思いますので、メール等で遠慮なく質問をお寄せください。

2. 学習会のお知らせ (再掲)

『自らの雇用を守るためになすべきこと』 第三弾 ~ 任期制と年俸制を考える ~

いよいよ明日18日開催となりました。みなさま、お誘い合わせのうえ、ふるってご参加ください。

講師 深谷信夫先生 (茨城大学教授)

日時 5月18日(火)

午後5時30分から

場所 小会議室 (商文棟5F)
主催 横浜市立大学教員組合
